

広島市告示（佐伯区）第51号

令和8年6月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和8年5月19日に

広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	260519701002	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	G192G50646	広島B018129	電動	黒
2	260519701003	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	S243S08030	広島え046454	電動	白
3	260519701005	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	SSC069874	広島う482312	普通	クリーム
4	260519701006	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	SYG028971	広島え037174	普通	白
5	260519701007	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	F25314007	広島え100823	普通	灰
6	260519701008	自転車	佐伯_規制区域	2026/5/19	B6J70696	広島う330542	電動	金
7	260519711001	自転車	佐伯_長期放置	2026/5/19	SS170904763	広島B018430	普通	銀
8	260519711002	自転車	佐伯_長期放置	2026/5/19	T17D2423	徳島県警X40530	スポーツ	青